

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 京葉ガスエナジーソリューション株式会社(法人番号6040001026134)
業者の住所 : 千葉県市川市鬼高四丁目3番5号
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年1月21日 から 令和8年3月20日 まで(2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者の元従業員は、千葉県が発注した配水管工事において、同県の職員が漏洩した予定価格をもとに入札したとして、令和7年7月3日、千葉地検に公契約関係競売等妨害の疑いで略式起訴された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア(競売入札妨害又は談合)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|---|
| (競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはアに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員 | 逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 1月以上12月以内 |